

令和元年10月 小金井市介護予防・
日常生活支援総合事業に関する改正事項について

目次

1. 訪問型サービス及び通所型サービスの単位数改正について	p. 3
①訪問型現行相当サービス	
②訪問型市基準サービス	
③通所型現行相当サービス	
④通所型市基準サービス（1.5時間以上3時間未満）	
⑤通所型市基準サービス（3時間以上）	
2. 介護職員等特定処遇改善加算の新設について	p. 5
3. 介護予防ケアマネジメント費の単位数変更について	p. 6
4. 訪問型市基準サービスの改正事項	p. 7
5. 留意点	p. 8

1. 訪問型サービス及び通所型サービスの単位数改正について

概要

令和元年10月の消費税増税に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードの単位数が変更されます。

単位数

① 訪問型現行相当サービス

<現行>

訪問型サービス費Ⅰ（週1回程度の訪問）	1, 168単位/月	⇒
訪問型サービス費Ⅱ（週2回程度の訪問）	2, 335単位/月	⇒
訪問型サービス費Ⅲ（週2回を超える程度の訪問）	3, 704単位/月	⇒

<改正後>

1, 172単位/月
2, 342単位/月
3, 715単位/月

② 訪問型市基準サービス

<現行>

訪問型サービス費Ⅰ/2（週1回程度の訪問）	1, 109単位/月	⇒
訪問型サービス費Ⅱ/2（週2回程度の訪問）	2, 218単位/月	⇒

<改正後>

1, 113単位/月
2, 224単位/月

③通所型現行相当サービス

<現行>

通所型サービス費 1 (事業対象者・要支援 1) 1, 6 4 7 単位/月

通所型サービス費 2 (事業対象者・要支援 2) 3, 3 7 7 単位/月

<改正後>

⇒ 1, 6 5 5 単位/月

⇒ 3, 3 9 3 単位/月

④通所型市基準サービス (1.5 時間以上 3 時間未満)

<現行>

通所型サービス費/2 1 (事業対象者・要支援 1) 1, 4 8 2 単位/月

通所型サービス費/2 2 (事業対象者・要支援 2) 3, 0 3 9 単位/月

<改正後>

⇒ 1, 4 8 9 単位/月

⇒ 3, 0 5 3 単位/月

⑤通所型市基準サービス (3 時間以上)

<現行>

通所型サービス費/3 1 (事業対象者・要支援 1) 1, 5 5 6 単位/月

通所型サービス費/3 2 (事業対象者・要支援 2) 3, 1 9 0 単位/月

<改正後>

⇒ 1, 5 6 3 単位/月

⇒ 3, 2 0 5 単位/月

2. 介護職員等特定処遇改善加算の新設について

概要

令和元年10月の介護報酬改定に伴い、介護職員等特定処遇改善加算が新設されます。

単位数及びサービスコード

<単位数>

訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の63／1000加算（新設）
訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の42／1000加算（新設）
通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の12／1000加算（新設）
通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の10／1000加算（新設）

<サービスコード>

A2	6278
A2	6279
A6	6118
A6	6119

主な算定要件

- 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）まで取得していること
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表を行っていること

3. 介護予防ケアマネジメント費の単位数変更について

概要

令和元年10月の消費税増税に伴い、令和元年10月サービス提供分から、介護予防ケアマネジメント費の国が規定する単位数が変更となります。

単位数

<現行>		<改正後>
430単位	⇒	431単位

※なお、初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算については、現行通りの単位数です。

4. 訪問型市基準サービスの改正事項

概要

市が認定する研修の修了者による市基準サービスを新たに開始するため、訪問型市基準サービスのサービスコードが追加されます。

単位数及びサービスコード

<単位数>

訪問型サービス費Ⅰ／3（週1回程度の訪問） 1, 001単位／月

訪問型サービス費Ⅱ／3（週2回程度の訪問） 2, 001単位／月

<サービスコード>

A2 1131（新設）

A2 1231（新設）

※なお、初回加算、日割での請求及び事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合のコードについては、サービスコード表をご確認ください。

算定要件等

詳しい算定要件等については、令和元年10月に説明会を開催する予定です。

5. 留意点

介護職員処遇改善加算の取扱いについて

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める日までの間に限り算定することとする。なお、別に厚生労働大臣が定める日は未定のため、国から示され次第、改めて周知する。

新設加算等の算定要件について

訪問型サービス介護職員等特定処遇改善加算の算定要件等については、令和元年度介護報酬改定後の訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準ずる。

通所型サービス介護職員等特定処遇改善加算の算定要件等については、令和元年度介護報酬改定後の訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の取扱いに準ずる。

詳しい算定要件は、下記の告示及び通知を参照すること。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成27年厚生省告示第95号）

※告示等は厚生労働省のホームページに公開されているため、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei31_00005.html